裁決書

審査請求人 X

処 分 庁 葛飾区長

審査請求人が令和2年9月25日に提起した処分庁による利用者負担額(保育料)決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

- 1 令和2年8月27日、処分庁は、審査請求人の子A(平成〇年〇月〇日生)及び同B(令和〇年〇月〇日生)(以下「子ら」という。)について、令和2年4月から令和3年3月までの分の審査請求人が支払うべき保育料(葛飾区保育所の保育料等に関する条例(昭和62年葛飾区条例第3号。以下「区条例」という。)第4条に規定する区立保育所支給認定教育・保育保育料をいう。)について、「利用者負担額(保育料)通知書」(2葛子保第188号。以下「本件通知書」という。)により、Aにあっては月額3万400円、Bにあっては月額1万5,200円と決定し、審査請求人に対し、通知した(以下「本件処分」という。)。
- 2 令和2年9月25日、審査請求人は、本件処分において、令和2年9月分の保育料が免

除されなかったことを不服とし、審査請求を提起した(以下「本件審査請求」という。)。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

処分庁は、処分庁が作成する区ホームページ(以下「区ホームページ」という。)内 「保育施設・学童クラブ等の対応について」と題するページの「7月以降の保育施設等 の利用については以下のとおりです。」の項目4において「育児休業からの復職を10月 1日まで延期している場合、登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」と 規定している。審査請求人も、育児休業からの復職を令和2年10月1日まで延期してお り、9月に慣れ保育を含め保育施設を利用していないため、同項目の規定に該当し、同 年9月分の保育料も免除されるべきである。

2 処分庁の主張

新型コロナウィルス感染症蔓延に伴い、育児休業からの復職期限を延期している方について、令和2年7月又は8月において1か月の間に1日も登園の予定がない場合に保育料の免除の対応を行っていたが、同年9月については免除の対象としていない。

よって、本件処分は適正に行われたものであり、違法又は不当な点はない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

理 由

1 本件に係る法令等の定め

(1) 区条例

ア 葛飾区長(以下「区長」という。)は、区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則(以下この号において「規則」という。)で定める額の保育料(以下この号及び次号において「区立保育所支給認定教育・保育保育料」という。)を徴

収するものとする(第3条第2項)。

- イ 区長は、特別の事情があると認めたときは、規則で定めるところにより、区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊急等保育保育料、区立保育所特別利用保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料(以下「区立保育所保育料等」という。)を減額し、又は免除することができる(第8条)。
- (2) 葛飾区施設型給付費、区立保育所保育料等に関する規則(平成10年葛飾区規則第37号。以下「区規則」という。)

ア 次の各号に掲げる区規則で定める額は、当該各号に定める額とする。

区条例第3条第2項に規定する区立保育所支給認定教育・保育保育料の額 別表 第1に定める額(第4条本文及び第1号)

別表第1(抜粋)

各月初日に在籍する小学校就学前		月額(単位 円)			
子どもの属する世帯の階層区分		3歳未満児の場合		3歳以上児の場合	
階層区分	定義	標準時間	短時間	標準時間	短時間
D14	A 階層及びB 階層を除き、市町村民税所得割合算額が275,000円以上300,000円未満の世帯	35, 700	30, 400	0	0

備考

1 略

2 この表において「標準時間」とは、子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで(1日当たり11時間までに限る。)の区分の認定をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで(1日当たり8時間までに限る。)の区分の認定をいう。

3 略

4 この表の規定にかかわらず、生計を一にする世帯 (A階層及びB階層に属する世帯を除く。)の2人以上の子どものうち、最年長の子どもの次に年長の子

どもに係るこの表に定める額は、このように定める額に0.5を乗じて得た額 (当該額に100円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げた額)とし、 最年長の子ども及びその次に年長の子ども以外の子どもにかかわるこの表に定 める額は、0円とする。

イ 区条例第8条の規定により区立保育所支給認定教育・保育保育料、区立保育所緊 急等保育保育料、延長保育料及び保育短時間延長保育料の減額をする場合は、別表 第4に定めるところによる(第10条1項)。

前項の減額を受けようとする者は、保育料等減額申請書により区長に申請しなければならない(同条第2項)。

別表4(抜粋)

階層区分	条件番号	条件	適用される額
C階層及 びD階層	16	以上条件番号1から15までの各号に より難いもので、区長が特に調査の 上必要と認めたとき。	区長が別に定める額

(3) 令和2年度保育施設利用申込案内(以下「案内」という。)

育児休業取得中の方については、入園した月の翌月1日までの復職を条件とする。 元の職場に復帰ができない、又はしていないと、保育の必要性がなくなったとみなし、 原則、入園内定、決定の取り消し又は退園となる(24頁 保育施設利用に関するQ& A No.18)

2 認定した事実

(1) 審査請求人は、令和元年11月25日、子らについて「2020年度 教育・保育給付認定申請書(新規)兼保育園等入園申込書(新規)」によりそれぞれ保育園の入園申込を行い、処分庁は、令和2年3月12日、「保育実施決定通知書(入所)(31葛子保第564号)」により、子らについて令和2年4月1日から令和3年3月31日まで、C保育園において保育を実施することを決定した。

その際、処分庁は、審査請求人及びその妻の税情報を元に、区規則第4条第1号、 別表1に基づき、D14階層に分類し、保育料(区条例4条に規定する区立保育所支給 認定教育・保育保育料をいう。以下同じ。)を決定した。

- (2) 審査請求人の妻が、処分庁に対して「教育・保育給付認定申請書(変更)」を提出したことから、処分庁は、令和2年4月10日、認定時間を標準時間から短時間に変更するとともに、保育料を変更した(「利用者負担額(保育料)通知書(変更)(2葛子保第1号)」)
- (3) 処分庁は、保護者が育児休業取得中に入園した者については、入園した翌月1日までに復職することを条件として入園を許可しており、入園した月の翌日までに復職ができない、又はしていない場合には、入園の内定・決定を取り消し、退園となることとしている(案内24頁 保育施設利用に関するQ&A No.18。以下当該復職までの期限を「復職期限」という。)。審査請求人については、令和2年5月1日までに復職することが条件となる。
- (4) 処分庁は、新型コロナウィルス感染症の拡大防止に鑑み、令和2年3月26日、4月 入所が内定している児童の保護者の復職期限を同年5月1日から同年6月1日に変更 した(令和2年3月26日付け「育児休業明け復職期限の延期について」)。

また、処分庁は、同年4月21日、4月及び5月入所が内定した児童の保護者の復職期限を同年6月1日から同年10月1日に変更した(令和2年4月28日付け「育児休業明け復職期限の再度の延期について」)。

(5) 審査請求人の妻は、令和2年3月30日、処分庁に対し、復職期限延期届により、育 児休業を延長し、復職予定日を同年6月1日とする旨届け出た。

また、審査請求人の妻は、同年5月6日、処分庁に対し、復職期限延期届により、 育児休業を延長し、復職予定日を同年10月1日とする旨届け出た。

- (6) 処分庁は、令和2年6月26日、審査請求人を含む対象者らに対して「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」と題する書面を送付した。当該書面には次の記載がある。
 - 1 保育料

登園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。

ただし、登園日が1日でもある場合は、月額全額を納付いただきます。

2 対象月

7月分、8月分

(復職前の「慣れ保育」を行う月の保育料は、月額全額を納付いただきます。)

3 手続き

事前の免除手続きが必要となります。

(7) 同じ頃掲載された区ホームページ内「保育施設・学童保育クラブ等の対応について」 と題するページのうち、「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりで す。」の項目4には、「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登園 予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」との記載がある。

また、同項目の下部において、「本内容については、以下の添付ファイルからもご覧になれます。」との記載があり、リンク先が紹介されている。このリンク先の一つ「新型コロナウィルス感染症に伴う保育料などについて」と題するページのうち、「お子様が4月から8月に認可保育園、認可こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所に入所された方のうち、育児休業からの復職期限を8月以降に延期している方へ」において、「育児休業からの復職期限を延期している方につきましては、7月・8月それぞれ1か月間、一度も登園の予定がない場合、保育料の免除の対応を行います。」との記載がある。

なお、いずれのページにおいても、9月分の取扱いについては触れられていない。

- (8) 審査請求人は、令和2年7月3日、同年6月28日付け「復職期限の延期に伴う家庭保育届」により、処分庁に対し、復職期限の延期に伴い、子らについて、家庭での保育を行うため保育施設を欠席することを報告するとともに、同年7月分及び8月分の保育料の免除を申請した。
- (9) 処分庁は、審査請求人の子らの令和2年7月分及び8月分の保育料を免除することとし、同年7月17日、「利用者負担額(保育料)通知書(変更)(2葛子保第133号)」により審査請求人に通知した。
- (10) 処分庁は、令和2年8月27日、本件処分を行い、本件通知書を審査請求人に送付した。
- (11) 審査請求人は、令和2年9月25日、処分庁が子らの同年9月分の保育料を免除しないのは違法又は不当であるとして、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 本件審査請求の争点

審査請求人及び処分庁双方の主張を踏まえると、本件審査請求における争点は、次

のとおりであると解される。

- ア 実際に保育園を利用しなかった月の分の保育料を徴収することに違法又は不当な 点があるか(以下「争点1」という。)。
- イ 区ホームページ公表の審査基準の根拠及び内容(令和2年9月分の保育料を免除 の対象とするとの内容が含まれているか)並びに同審査基準に違法又は不当な点が あるか(以下「争点2」という。)。
- ウ 処分庁の審査基準についての周知方法に、違法又は不当な点があるか(以下「争 点3」という。)。
- エ 本件審査請求に関連した処分庁の審査請求人への個別の教示方法に、違法又は不 当な点があるか(以下「争点4」という。)。

(2) 争点に対する判断

ア 争点1について

公の施設の使用料である保育料は、区条例第3条第2項において、「区立保育所において、支給認定教育・保育を行ったときは、当該支給認定教育・保育を受けた教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者から、1月につき、5万7,500円を超えない範囲内で葛飾区規則で定める額の保育料を徴収するものとする。」と定めている。ここでいう「支給認定教育・保育を行ったとき」とは、実際に教育・保育認定子どもが保育所を利用した時だけではなく、在籍し、いつでも保育が受けられる状態となった場合を指すというべきである。処分庁においては、いつでも保育所を利用できる状態にあるときを維持するために諸費用がかかるのであり、実際に保育園を利用しなかったとしても、在籍し、いつでも保育が受けられる状態にある者であるならば、保育料を負担すべきといえる。したがって、実際に保育園を利用しなかった月の分の保育料を徴収することに違法又は不当な点は存在しない。

イ 争点2について

令和2年7月分及び8月分の保育料を免除するという内容の審査基準は、区規則 別表第4の第16項に基づき決定されたものである。これは、同年4月7日から同年 5月25日までの期間に政府から発出された新型インフルエンザ等対策特別措置法に 基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴い、処分庁は同年6月まで保育 園利用者に対し家庭保育の要請を行っていたが、同年7月までにその要請を解除し、同月以降は保育園を利用することが可能な状態となったことから決定されたものである。

この決定に同年9月分の保育料免除の内容は含まれていないことは、決定後に処分庁が同年6月26日付けで該当者に通知した「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」の中に、同年7月分及び8月分の保育料を免除することの記載はあるが、同年9月分の保育料を免除するとの記載はないことからも明白である。

争点1で述べたように、本来、保育所を利用できる状態であれば、保育料を徴収するのが原則であるが、この審査基準は、処分庁が同年4月28日の時点ですでに育児休業からの復職を同年10月1日まで延長することを認めていたことから、保護者が育児休業からの復職を同日まで延期した児童のうち、同年7月又は8月に1日も登園していない月がある場合は、「復職期限の延期に伴う家庭保育届」を提出すれば、当該1日も登園していない月分の保育料を免除することを決定したものである。

そのため、当該要請の解除から2か月経過した同年9月分を免除の対象としないことには合理性が認められ、処分庁が区規則別表第4の第16項に基づき決定した審査基準は、公平性の観点から考慮しても違法又は不当な点はない。

ウ 争点3について

処分庁は、区ホームページ内「保育施設・学童保育クラブ等の対応について」と 題するページにおいて、7月以降の保育施設等の利用についての審査基準を掲載し た。当該ページのうち、「7月以降の保育施設等の利用については以下のとおりで す。」の項目4には、「育児休業からの復職を10月1日まで延期している場合、登 園予定のない月は、月額保育料を免除いたします。」と記載されている。審査請求 人は、当該記載から、令和2年9月分の保育料も免除されるべきと考えて本件審査 請求をしていることを踏まえ、当該記載の内容について違法又は不当な点があるか 検討する。

確かに近隣自治体の同種事例についてのホームページの記載内容と異なり、区ホームページの当該ページには同年9月分の保育料についての記載がなく、また育児休業からの復帰が同年10月1日の場合、9月中に必ず慣れ保育が必要になることについての記載もないため、9月に1日も登園させていなかった審査請求人が同年9

月分の保育料も免除されるものと誤解する余地が皆無であるとはいえない。

しかし、争点1で述べたように、保育料は在籍していれば1日も登園していなく ても支払うのが原則であり、保育料を免除すると明確に記載されている月分以外は 免除の対象とならない、と考えるのが当然である。

そのため、区ホームページの周知方法に違法又は不当な点は存在しない。

エ 争点4について

処分庁は、審査請求人を含む免除の対象者に対して、令和2年6月26日付けで「育児休業からの復職を延期した場合の保育料について」を個別に通知している。 当該通知には、保育料免除の対象月は同年7月分及び8月分と明記されており、同年9月分の保育料を免除の対象とする記載はない。また、当該通知には、保育料の免除には「復職期限の延期に伴う家庭保育届」による申請が必要である旨記載されており、これに対し審査請求人は同年7月分及び8月分の免除の申請を提出し、保育料の免除を受けた。

処分庁が同年9月分の保育料の扱いについて通知に明記しなかったこと及び9月中の慣れ保育について個別に通知しなかったことなどにより、審査請求人は同年9月分の保育料も免除されるものと誤認したと思われるが、争点1で述べたように、保育料は、保育園に在籍していれば1日も登園していなくても支払うのが原則であり、本件における処分庁の教示方法に違法又は不当な点は存在しない。

(3) 判断

争点1から4までを検討した結果、本件処分は、違法又は不当であるとはいえない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないことから、行政不服審査法(平成26年法律 第68号)第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年7月7日

審査庁 葛飾区長 青 木 克 德

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に葛飾区を被告として(訴訟において葛飾区を代表する者は葛飾区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。